

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告 示
生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出
生活保護法による医療機関の指定
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
結核予防法による指定医療機関の辞退
昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号の一部改正
土地の用途廃止

◇選管告示
鳥取県議会の議員の一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附等の報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第四百九十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年七月二十一日

鳥取県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十二年六月九日	尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四百六番地	呼吸器科、消化器科、循環器科、放射線科	尾崎 鼎
昭和四十二年六月五日	高田内科医院	境港市東雲町七番地	内 科、小児科	高田貢太郎
昭和四十二年六月八日	君野歯科医院 八東出張診療所	八頭郡八東町才代井の口五十四の一	歯 科	君野 正明

鳥取県告示第四百九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医一、二七一	木 原 清	昭和四十二年六月二十八日
鳥国函 二六六	円 道 紀 三 郎	" " 二十七日

鳥取県告示第四百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
井上 医院	八頭郡用瀬町用瀬	全都道府県	昭和四十二年七月一日

鳥取県告示第四百九十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年、月 日 指定医療機関の名称 所 在 地

昭和四十二年六月三十日	巨鳥医院福部分院	岩美郡福部村細川六六三の五
-------------	----------	---------------

鳥取県告示第四百九十六号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨県 福岡県 秋田県 栃木県 鹿児島県 青森県 長野県 福島県 北海道 三重県 香川県 滋賀県 山口県」を「岡山県 兵庫県 宮崎県 愛知県 静岡県 埼玉県 東京都 千葉県 群馬県 山梨県 福岡県 栃木県 鹿児島県 東京都 千葉県 三重県 香川県 滋賀県 山口県 広島県 島根県」に改める。

鳥取県告示第四百九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年七月十五日から用途廃止した。

昭和四十二年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 積	用 途
西伯郡名和町大字西坪字文珠平ラ一三五二番地		一三六・〇〇 平方メートル	道路敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により、第二回分として提出された昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十二年七月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 昭和42年4月15日執行鳥取県議会議員選挙(鳥取市選挙区)

2 期 間 昭和42年5月2日から

第2回分

昭和42年5月2日まで

3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

497,600 円

4 報告書の要旨

候補者氏名	広田 幸一	所属党派	日本社会党	出納責任者氏名	河崎 隆雄
-------	-------	------	-------	---------	-------

収 入

主たる寄附

(氏 体 名)

(職業)

(寄附額)

円

支 出

人 件 費

家 屋 費

選挙事務所費

集合会場費

通 信 費

交 通 費

印 刷 費

広 告 費

文 具 費

食 糧 費

休 泊 費

雑 費

円

22,297

その他の寄附 一件

その他の収入

今回計

前回計

総 計

22,297

336,543

358,840

報告書受理年月日

昭和42年5月2日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和42年 4月15日執行鳥取県議会議員選挙(米子市選挙区)
- 2 期 間 昭和42年 5月19日から 昭和42年 5月19日まで 第2回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 513,200 円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	堀安	成文	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	杉林長三郎
-------	----	----	------	-------	---------	-------

収 入	支 出
主たる寄附 (氏 体 名)	人 件 費
(職業) (寄附額) 円	家 屋 費
	選挙事務所費
	集合会場費
	通 信 費
	交 通 費
	印 刷 費
	広 告 費
	文 具 費
	食 糧 費
	休 泊 費
	雑 費
その他の寄附 一件 一	今回計
その他の収入 20,867	前回計
今回計 20,867	前回計
前回計 365,242	前回計
総 計 386,109	総 計

報告書受理年月日	昭和42年 5月23日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和42年4月15日執行鳥取県議会議員選挙(境港市選挙区)
- 2 期間 昭和42年4月29日から昭和42年5月25日まで 第2回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 535,500 円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名 広島 了輔 所属党派 自由民主党 出納責任者 鈴木 幸男

収入		支出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業) (寄附額) 円	人件費	家屋費
その他の寄附	一件	選挙事務所費	—
その他の収入	45,815	集会会場費	1,500
今回計	45,815	通信費	12,875
前回計	220,000	交通費	—
総計	265,815	印刷費	31,800
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	—
		今回計	46,175
		前回計	219,640
		総計	265,815

報告書受理年月日

昭和42年5月26日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和42年4月15日執行鳥取県議会議員選挙(八頭郡選挙区)
- 2 期 間 昭和42年6月2日から昭和42年6月3日まで 第2回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 488,600 円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	盛田 五郎	所属党派	日本社会党	出納責任者氏名	植島 義治
-------	-------	------	-------	---------	-------

収入	支出
主たる寄附 (氏名) (職業) (寄附額) 円	家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交印費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 泊費 雑費
その他の寄附 一件	
その他の収入	
今回計	今回計
前回計	前回計
総計	総計
421,000	37,002
421,000	240,235
277,237	277,237

報告書受理年月日

昭和42年6月8日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類、昭和42年4月15日執行鳥取県議会議員選挙（西伯郡選挙区）
- 2 期 間 昭和42年4月7日から昭和42年5月18日まで 第2回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
510,100 円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	遠藤 邦雄	所属党派	日本社会党	出納責任者氏名	遠藤 繁忠
収入					
主たる寄附 (氏名 姓名)	(職業)	(寄附額)	円	支出	円
その他の寄附	一件	—		人件費	—
その他の収入		1,000		家屋費	—
今回計		1,000		選挙事務所費	—
前回計		307,900		集合会場費	—
総計		308,900		通信費	14,603
				交通費	—
				印刷費	—
				広告費	—
				文具費	—
				食糧費	—
				宿泊費	—
				雑費	—
報告書受理年月日	昭和42年5月19日	第2回報告分			

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一冊三箇月三三〇円（送料を含む）】